

# 「法と政治経済学」(LPE)は 資本主義批判になりうるか

——マルクス主義の社会経済学批判から——

坂 田 隆 介\*

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 「法と政治経済学」(LPE)とマルクス主義
  - (1) 「法と政治経済学」(LPE)とは
  - (2) 「法と政治経済学」は理論なのか?
  - (3) CLSのマルクス主義の拒絶
- 3 資本の社会形態論からの左派・リベラル法学への批判
  - (1) 「開かれたマルクス主義」(Open Marxism)
  - (2) 資本主義的国家形態の限界
  - (3) 「法と政治経済学」(LPE)の限界
  - (4) 「政治の二分割」の再生産
- 4 むすびにかえて

## 1 はじめに

近年のアメリカで、新自由主義的な法秩序からの転換をめざす「法と政治経済学」(Law and Political Economy、以下LPE)という法運動が、イェール・ロースクールを中心に展開されている。LPEは、自らをリアリズム法学および批判法学(Critical Legal Studies、以下CLS)の後継と位置づけ、「政治」と「経済」は相互に構成的であり、それぞれに「法」が中心的な役割

---

\* さかた・りゅうすけ 立命館大学大学院法務研究科准教授

を果たしているという洞察を基盤に、「法と経済学」(Law and Economy) への対抗的枠組みとして提起された左派批判法学の再興運動である<sup>1)</sup>。

CLS から引き継いだというこの洞察は、マルクス主義の洞察と通底している。しかし、LPE が理論的前提とする CLS は、全体としてマルクス主義を明確に退けており、LPE もマルクス主義を標榜しているわけではない<sup>2)</sup>。しかし、LPE が資本主義批判の法運動として CLS の現代的再興をはかろうとするのであれば、マルクス主義の観点との理論的関係を無視することはできないのではないか。

本稿が問うのは、この LPE が資本主義批判の法運動としてどこまで徹底しうるのか、というその理論的・実践的な限界である。LPE は、経済的権力と政治的権力の融合が進む中、新自由主義的な統治理性の下で、民主主義的な介入からの市場の「囲い込み」(encasement) が生じている現状を鋭く批判する。しかし、資本主義を前提にしながら、資本主義の国家の権力を用いた法の変革がはたして可能なのか。それはかえって、LPE が克服したいと願う「政治」と「経済」との区分を強化することにはならないか。資本それ自体を問うことなしに、LPE がめざす社会を構想することが可能なのか。

これらの問題は、平等主義的リベラリズムへの批判も射程に含んでいるだけでなく<sup>3)</sup>、日本のマルクス主義法学によるかつての福祉国家批判にも関連する。本稿では、LPE に対するマルクス主義者による問題提起を手がかりに、LPE の意義を資本主義的国家形態という観点から考える。

以下では、まず LPE の概要そして CLS がマルクス主義から距離を取っ

---

1) David Singh Grewal, Amy Kapczynski, and Jedediah Britton-Purdy, *Toward a Manifesto*, <https://lpeproject.org/lpe-manifesto>.

2) Gabriel Winant, *Marxism and Antitrust: A Provocation* (Sept. 15, 2025), <https://lpeproject.org/blog/marxism-and-antitrust-a-provocation>.; Matthew Dimick, Marx, Antitrust, and the Logic of Capital, <https://lpeproject.org/blog/marx-antitrust-and-the-logic-of-capital>.

3) TONY SMITH, BEYOND LIBERAL EGALITARIANISM: MARX AND NORMATIVE SOCIAL THEORY IN THE TWENTY-FIRST CENTURY (2017).

「法と政治経済学」(LPE)は資本主義批判になりうるか(坂田)

た歴史的経緯を確認する(2)。そのうえで、「開かれたマルクス主義」(Open Marxism)の形態分析、とりわけ国家を資本主義的社会関係の政治的形態として捉える理解に依拠しながら、LPEの内在的限界を検討する(3)。

## 2 「法と政治経済学」(LPE)とマルクス主義

### (1) 「法と政治経済学」(LPE)とは

法と政治経済学<sup>4)</sup>は、「政治」と「経済」が分離できないものであり、かつ両者が本質的に「法」によって構築される、という洞察から出発する。そして、資本主義がもたらす現代の危機が、過去数十年にわたる法学および政策によって促進されてきたとして、法学と政策のあり方をより民主的で、より公正で平等なものへ転換させることをめざし、法の批判的分析とそれに基づく提言を行っている<sup>5)</sup>。

LPEが問題視する法学と政策の展開とは、主として「法と経済学」及び「公共選択論」(Public Choice Theory)、それらを理論的基盤とした新自由主義的な政策である。LPEは、私法と公法の領域で同時並行的に進められた新自由主義的な再編により、市場における権力的な契機や不平等の構造が、法の分析対象から不可視化されることになったと批判する。「法と政治経済学」という名が示す通り、LPEは、「法と経済学」のヘゲモニーに対抗し、その転換をめざす自覚的な法運動なのである。

法を通じて社会的・経済的な不平等や格差の問題を是正し、より民主的で公正な社会を目指すという規範的志向を有する点で、LPEは、平等主義的な現代リベラリズムと一定の共通性を有している。しかし、LPEの核心にあるのは、「法」はあらゆる局面で「政治」と「経済」の関係に形を与える媒介的制度であるという洞察である。LPEが問題視するのは、「政治」と

---

4) LPEについては、拙稿「法と政治経済学(Law and Political Economy)序説」立命館法学420・421号439頁以下。

5) The LPE Project, *About*, <https://lpeproject.org/about>.

「経済」を切り離し、両者の相互依存性を不可視化するリベラルな法学パラダイムそのものである<sup>6)</sup>。したがって、批判の射程は、「法と経済学」にとどまらず、国家の中立性を掲げるリベラリズム全般に及んでいる。この点こそ、LPEが、自らをリアリズム法学およびCLSの後継と位置付ける所以である。

2019年に『法と政治経済学の枠組みを構築する：20世紀の統合を超えて』という、LPEの旗上げを学術的にも宣言する記念碑的論文が、イエール・ロー・ジャーナルに公表されている<sup>7)</sup>。LPEの中心の人物4名の共同執筆によるこの論文は、1970年代以降のアメリカ法学において「法と経済学」が法的思考のヘゲモニーを形成したことが、新自由主義化の理論的基盤であったと批判する。そして、効率性から権力へ、中立性から平等へ、非政治から民主主義へという3つのテーゼを掲げ、私法および公法における法のあり方を転換すべきであると宣言し、個別の法領域で追及すべき方向性を概括的に展望している。

## (2) 「法と政治経済学」は理論なのか？

しかし、『法と政治経済学の枠組みを構築する』においては、新自由主義的な法的枠組みに対する鋭い批判は展開されているものの、LPEに固有の理論と呼べるものは明確に打ち出されていない。LPEは、一つの法運動としての潮流を生み出してはいるが、個別の法領域における左派的批判を展開する集合体であることを超えて、「法と経済学」や「公共選択論」に対抗しうる社会理論あるいは法理論として、十分な内実を備えたものといえるのが問題となる。

この点、CLSも一枚岩の法理論ではなかったが、その内部では多様な理

---

6) Grewal, Kapczynski, and Purdy, *supra* note 1.

7) Jedediah Britton-Purdy, David Singh Grewal, Amy Kapczynski & K. Sabeel Rahman, *Building a Law-and-Political-Economy Framework: Beyond the Twentieth-Century Synthesis*, 129 *YALE L. J.* 1784 (2019).

論的試みが活発に展開されており、理論的過剰とも言える状況が存在していた<sup>8)</sup>。LPEが左派批判法学の再興をめざすのであれば、これまでの理論的な蓄積を踏まえ、CLSを再構築することが必要であるとの指摘がなされている<sup>9)</sup>。

LPEの中心人物の一人、ジェディダイア・ブリトン＝パーディは、LPEには理論が不十分であるという批判はある面では正しいと率直に認めている<sup>10)</sup>。パーディは、『法と政治経済学の枠組みを構築する』の論文が、核心的な理論問題についてほぼ沈黙していることも否定しない。その理由は、この論文の目的が、「経済権力・分配・民主主義と資本主義の相互作用」というテーマに取り組む研究者たちの集合点を作ることにあつたからだという。

LPEに必要なことは、ニヒリズムに陥ることなく、複数の異なる理論的枠組みの洞察や長所を状況に応じて使い分けていく理論的多元主義の立場である、とパーディはいう<sup>11)</sup>。法が本質的に不確定であり、法が政治の一形態であるというCLSの洞察に基づき、政治的権力をもって法を変革し、より民主的で公正かつ平等な政治経済への転換をはかるための実践が、LPEにとってはより重要だというわけである。

しかし、それでもLPEは、CLSを継承するがゆえの限界を抱えているとの批判が、マルクス主義者から行われている<sup>12)</sup>。すなわち、LPEは現在の新自由主義的な資本主義のあり方を批判しているが、これを根本的に突き詰めれば、資本主義批判を本格的に展開しなければならない。ところが、LPEにはCLSと同じく、資本そのものに対する批判が欠けている。そのため、資本が支配する社会世界の実態を把握しきれず、「政治」と「経済」

---

8) Samuel Moyn, *Reconstructing Critical Legal Studies*, 134 YALE L. J. 1 (2023).

9) *Id.*

10) Jedediah Britton-Purdy, *In Defense of Theoretical Pluralism*, (Sept. 12, 2023), <https://lpeproject.org/blog/in-defense-of-theoretical-pluralism>.

11) *Id.*

12) Matthew Dimick, *Is Capitalism "a Thing"?* (Oct. 23, 2023), <https://lpeproject.org/blog/is-capitalism-a-thing>.

との分離という枠組みを結果的に再生産することになりかねない。したがって、LPEに求められるCLSの再構築とは、CLSそのものの発展ではなく、CLSが距離を置いてきたマルクス主義に依拠した理論展開でなければならない、と<sup>13)</sup>。

### (3) CLSのマルクス主義の拒絶

アメリカでCLSが登場した背景には、1970年代初頭、リーガル・プロセス学派が急速に失速したことによって、アメリカ法学界にイデオロギー上の空白が生じたことがあった<sup>14)</sup>。公民権運動、ベトナム反戦運動の活動家が、その体験となる思想的思弁を法学分野で追及する中で、その自覚的部分の結集体として組織されることからCLSは始まったと言われている<sup>15)</sup>。

当時のアメリカでは、冷戦期の政治状況も相まって、新たな理論的試みをマルクス主義として自己規定することはほぼ不可能な状況であった。もっとも、マルクス主義の中にもソ連を象徴する「伝統的マルクス主義」と、フランクフルト学派に代表される「批判的マルクス主義」の流れがあるとの認識が広まった<sup>16)</sup>。そこで、前者を拒否しつつ、後者を参照するという戦略に基づき、1970年代半ばにCLSがアメリカ法学界の中心で新たな学派として誕生した。

しかし、CLSが1970年代後半から80年代にかけて拡大するなか、その内部ではマルクス主義との関係をめぐる複雑な態度調整が行われた。冷戦下のアメリカ法学界で「マルクス主義」を標榜することは、やはり深刻な学

---

13) Talha Syed, *Did CLS Have (Much Of) Any Theory?* (Oct. 16, 2023), <https://lpeproject.org/blog/did-cls-have-much-of-any-theory>.

14) Akbar Rasulov, *CLS and Marxism: A History of an Affair*, 5 *TRANSNAT'L LEGAL THEORY* 622, 624 (2014).

15) 大久保史郎『アメリカ左翼法学の動向——Conference on Critical Legal Studies 批判的法学協会について』法の科学139号135頁以下。松井茂記「批判的法学研究の意義と課題」松浦好治＝松井茂記編訳『政治としての法——批判的法学入門——』（風行社、1991年）278頁以下。

16) Robert W. Gordon, *Critical Legal Histories*, 36 *STAN. L. REV.* 57, 109 (1984).

問的リスクを伴っていたからである。とりわけレーガン期に入り、「マルクス主義」が政治的監視や排除の対象となる中で、CLSは意図的に「反マルクス主義的ジェスチャー」を強めていく<sup>17)</sup>。

1980年代に入ると、CLS内部には多方向の理論潮流が流入し、CLSは「単一の理論言語を持たない広義の批判運動(broad church)」へと変容する<sup>18)</sup>。この過程で、マルクス主義から距離を置くこと自体が運動の正当化装置として機能するようになった。こうして、1977年から1980年代半ば(ない後半)までのCLSの形成期における傾向として、理論的参照点としてすらマルクス主義を放棄する方向性が次第に優勢となっていく<sup>19)</sup>。

冷戦終結後この傾向は決定的となり、CLS内部でもマルクス主義の理論的有効性を擁護する声は弱体化した。CLSは、理論的多様化と政治的回避戦略の中で、創設期には確かに存在したマルクス主義的背景を消去し、1990年代に入る頃には運動としての求心力を失っていったと言われている<sup>20)</sup>。

たしかにCLSは、法がどのように権力関係を覆い隠し、自然化・中立化しうるかを巧みに示し、イデオロギーによる権力の隠蔽作用を暴き出した。しかし、マルクス主義を退けたことで、資本そのものに対する批判が欠落し、資本主義における社会的倒錯に十分注意を払わないものとなった。マルクス主義からすれば、この点は批判理論としての重大な限界である<sup>21)</sup>。というのも、資本分析を欠いたままでは、不可避免的に拡大・成長・抽出へと向かう資本主義の蓄積メカニズムがもたらす社会的・生態学的破壊、人間の社会的実践の成果が逆に人間を拘束し媒介する倒錯した社会世界、そして資本関係における資本と労働との構成的な対立を十分に説明できないか

---

17) Rasulov, *supra* note 14, at 626.

18) Alan Freeman & Elizabeth Mensch, 'The Public-Private Distinction in American Law and Life' 36 BUFF. L. REV. 237 (1987).

19) Rob Hunter, *Critical Legal Studies and Marx's Critique: A Reappraisal*, 31 YALE J. L. & HUMAN. 389, 391 (2021).

20) *Id.* at 399.

21) *Id.* at 392.

らである。

本稿が問題にするLPEの限界は、まさにこの点に関わっている。CLSは、それ自体として資本主義批判を目的としたものではなかったが、LPEはそうではない。LPEは、新自由主義的な資本主義を問題にしているが、突き詰めればそれは資本主義批判にほかならない。しかし、資本分析なき批判法学が、資本主義批判たりうるのか。ここが焦点となる。

それでは、現代の批判理論にとって必要とされる資本分析とはいかなるものであるのか。以下では、マルクス主義の立場から、LPEや平等主義的リベラリズムを批判的に検討するロブ・ハンターとトニー・スミスの議論に依拠して進めていく。まず、彼らがよって立つ「開かれたマルクス主義」(Open Marxism)という学派の国家論を確認し、その国家論から導かれる資本主義国家の限界を見る。その国家論を踏まえて、LPEが抱える限界についてハンターとスミスの分析を紹介する。

### 3 資本の社会形態論からの左派・リベラル法学への批判

#### (1) 「開かれたマルクス主義」(Open Marxism)

「開かれたマルクス主義」とは、1990年代初頭、「マルクス主義の危機」への応答として登場したマルクス主義の一潮流である<sup>22)</sup>。彼らによれば、問題はマルクス主義そのものの危機ではなく、構造主義的マルクス主義の危機であった。「開かれた」という自称は、マルクス主義が科学主義的かつ実証主義的になり、過度に「閉ざされ」かつ「時代遅れ」になったという認

---

22) OPEN MARXISM 1: DIALECTICS AND HISTORY (Werner Bonefeld, Richard Gunn & Kosmas Psychopedis eds., 1992); Open Marxism 4: Against a Closing World (Ana Cecilia Dinerstein, Alfonso Garcia Vela, Edith González & John Holloway eds., 2020); Chris O'Kane, *Capital, the State, and Economic Policy: Bringing Open Marxist Critical Political Economy Back into Contemporary Heterodox Economics* 54 REV. RADICAL POLIT. ECON. 684 (2020).

識に基づくものである<sup>23)</sup>。

よく知られているように、『資本論』におけるマルクスの議論の中心にあるのが価値形態分析である。「開かれたマルクス主義」の特徴は、マルクスの形態分析を応用し、諸概念を形態(form)という観念を通して読み解くところにある<sup>24)</sup>。「形態」とは、特定の社会関係がとる存在様式をいう。そこでの「資本の批判」とは、資本主義の社会関係が矛盾・対立を孕みながら再生産される過程でとる支配形態そのものを批判的に把握することにほかならない<sup>25)</sup>。

形態論的アプローチは、あらゆる社会的現象は、すべて資本主義的社会関係の存在形式=形態であって、それらは相互に前提を構成し、全体性を形成していると考えられる<sup>26)</sup>。この立場では、経済的領域と政治的領域を「土台」と「上部構造」として外在的に関係づけられる実体とは捉えない<sup>27)</sup>。「上部構造」の「土台」への還元主義的な理解もとらないし、「上部構造」の「土台」からの相対的自律という理解もとらない。むしろ、経済的なものと政治的なものは、社会関係の両形態、すなわち資本主義社会における階級闘争という基礎的關係——資本関係がおびる形態であると考えられる<sup>28)</sup>。

---

23) 隅田聡一郎『21世紀の国家論：終わりなき戦争とラディカルな希望』（講談社、2025年）65-68頁。

24) John Holloway, *Crisis, fetishism, class composition*, in OPEN MARXISM 2 145, 164 (Werner Bonefeld, Richard Gunn & Kosmas Psychopedis eds, 1992).

25) Rob Hunter, *Marx's critique and the constitution of the capitalist state*, in RESEARCH HANDBOOK ON LAW AND MARXISM 190, 193. (Paul O'Connell & Umut Özus eds., 2023).

26) Werner Bonefeld & Richard Gunn, *Introduction*, in OPEN MARXISM 1: DIALECTICS AND HISTORY (Werner Bonefeld, Richard Gunn & Kosmas Psychopedis eds., 1992).

27) Werner Bonefeld, *Social Constitution and the Form of the Capitalist State*, in OPEN MARXISM 1: DIALECTICS AND HISTORY 93, 99-100 (Werner Bonefeld, Richard Gunn & Kosmas Psychopedis eds., 1992).

28) John Holloway & Sol Picciotto, *Introduction: Towards a Materialist Theory of the State*, in STATE AND CAPITAL A MARXIST DEBATE 1-32 (John Holloway & Sol Picciotto eds., 1978). 隅田聡一郎訳「ジョン・ホロウェイ／ソル・ピチョット編『国家と資本——マルクス主義の一論争』（一九七八年）序文 唯物論的国家論のために」『マルクス研究会年誌 創刊号』マルクス研究会、2017年）62頁。

こうした観点から、「開かれたマルクス主義」は、国家を資本主義的社会関係の政治的形態として概念化する「唯物論的国家論」(Materialist Theory of the State)を採用する<sup>29)</sup>。これは、経済と政治を分離させ、それぞれに基礎を与える階級的搾取関係からそれぞれを切り離そうとするブルジョワ的分析に対する、マルクスの批判に根差した理論化である。

資本主義社会の核心的な不正義は、労働者は生きるために自らの労働力を貨幣と交換せざるを得ず、しかもその貨幣は資本による価値増殖のプロセスに従属してのみ手に入るといふ、階級的な社会構造にある。この構造は、本来的に権力的であり、「政治的なもの」である。しかし、資本主義社会では、こうした資本の支配という本質的に「政治的なもの」が断片化される<sup>30)</sup>。すなわち、一方では、生産や交換といふ社会関係は経済として表象され、「政治」とは切り離されたものとして扱われる。商品交換が行われる市場は、「経済的領域」として形式的な自由と平等といふ法観念によって規律され、その生産過程における階級構造が隠蔽される<sup>31)</sup>。他方、国家は、労働市場の運営を可能にする基盤条件を整備する「政治的領域」として、経済的領域から中立的な装いのもと、分離された形で媒介的に市場を維持する役割を担う。このようにして資本主義社会では、階級支配が本来的に政治的であることが覆い隠され、資本主義国家がもつ固有の資本主義的性格が不可視化されている。資本主義社会を特徴付けるのは、この「政治の二分割」(Bifurcation of the Political)である<sup>32)</sup>。

結果として、国家は脱政治化された政治形態として現れるが、それ自体が社会関係と相互に構成しあう存在である。経済的なもの(土台)と政治

---

29) 「開かれたマルクス主義」の「唯物論的国家論」は、ドイツの「国家導出」論争に着想をえて概念化されたものである。「国家導出」論争については、隅田聡一郎「マルクスの唯物論的国家論——「国家導出論争」再考」『nyx3号』(堀之内出版、2016年)130-145頁。同『国家に抗するマルクス——「政治の他律性」について』(堀之内出版、2023年)29-68頁。

30) Hunter, *supra* note 25, at 193-194.

31) Bonefeld, *supra* note 27, 115-125.

32) Smith, *supra* note 3, at 187-189.

的なもの(上部構造)は、一見すると相互に独立して存在して見えるにもかかわらず、一つの過程の諸契機として常に相互に関係する<sup>33)</sup>。資本主義国家は単なる統一的支配階級の道具ではないが、価値関係に内在した存在として、国家権力は資本蓄積の条件を維持するよう制度的に動機づけられている<sup>34)</sup>。国家は、この政治と経済の分離を維持することで、「政治」と見なされる領域を人工的に限定し、公的領域における言説を体系的に制限し、市場領域への政治的介入やその統治性への問い直しを構造的に遮断する<sup>35)</sup>。

こうして、「政治」と見なされる領域は体系的に限定され、貧弱化した政治的領域が形成される。国家は、貧弱化した政治的領域を通じて、特定の側面や機能を引き受ける存在として理解される。すなわち国家は生産手段からの人々の分離の再生産、資本関係の再生産をめぐる闘争、さらには政治的領域と経済的領域の分離それ自体の維持に関与し、資本という社会関係を再生産するうえで不可欠な役割を果たす<sup>36)</sup>。そうすることによってのみ、国家は資本主義社会の国家として存在し続けられるのである<sup>37)</sup>。

階級的搾取という社会的現実を複数の領域へ分断すると、資本が労働力の再生産に構造的に依存する関係を資本主義の枠内で媒介してきた国家の形態を把握することはできない。マルクス主義によれば、法及び国家の領域が生産・交換過程から分離しているように見えることは、偶然的かつ不安定なものであり、その分離は闘争を通じて再生産されている<sup>38)</sup>。そして、その矛盾に貫かれ、対立によって特徴付けられた闘争こそが、資本主義社会関係の全体性を構成しているのである。

「唯物論的国家論」のねらいは、階級対立を政治・経済分析に再統合し、国家形態を「資本主義社会における階級闘争という基本的社会関係がとる

---

33) Bonefeld, *supra* note 27, at 115-125.

34) Hunter, *supra* note 25, at 194-195.

35) *Id.* at 191-192.

36) Bonefeld, *supra* note 27, 115-125; Hunter, *supra* note 19, at 194-195.

37) Hunter, *supra* note 19, at 195.

38) Hunter, *supra* note 25, at 407.

形態」として捉えようとするところにある<sup>39)</sup>。

## (2) 資本主義的国家形態の限界

LPEの分析にとって重要なのは、この形態論的視座——国家形態と資本形態は異なる社会形態を取りながらも、その背後には資本主義的生産関係すなわち資本と労働の階級対立という同一の社会関係が存在しているという視座——である。この視座に立つことによって、資本主義社会における国家として採りうる政策に内在的な限界が存在することが明らかになる。

たしかに、現実問題として、国家と経済の領域は相互因果性を有しており、国家に大きな自律性を認めることは、マルクスの資本概念とも両立する<sup>40)</sup>。資本主義の発展は不確定な範囲の経路をとり、国家が採用し実施できる政策も不確定な幅をもっている。資本は、それらの変化を吸収しつつ調整することが可能であり、国家による諸政策が資本主義経済の発展に重要な推進力になるということは、歴史的事実としても否定できない<sup>41)</sup>。

しかし、資本主義国家の不確定性は無限定性ではなく、資本主義社会の国家があらゆる内容の政策を選択できるわけではない<sup>42)</sup>。資本主義における国家は、社会的および直接的な生産関係から切り離されており、価値増殖を通じた社会的再生産が継続されることを前提としてのみ存立しうる政治的形態だからである<sup>43)</sup>。国家は、単に経済の派生物でも、資本階級の道具でもないが、その形態の性質上、資本蓄積の条件を維持するよう制度的に動機づけられている<sup>44)</sup>。つまり、不確定な経路の範囲は、資本主義社会における資本の形態 (capital form) と国家の形態 (state form) によって制約

---

39) John Holloway & Sol Picciotto, *Capital, Crisis and the Stat*, in *THE STATE DEBATE* 109, 121–122 (Simon Clarke ed., 1991).

40) Smith, *supra* note 3, at 73–189.

41) *Id.* at 73–130.

42) *Id.* at 190.

43) 隅田・前掲注(23)『21世紀の国家論』49–65頁。

44) Hunter, *supra* note 25, at 193–194; Smith, *supra* note 3, at 73–130.

を受けざるをえないのである<sup>45)</sup>。

トニー・スミスによれば、資本主義国家には、自らを解体することなしには実行しえない改革が存在する。それは、経済的領域における社会的剰余の生産・収奪・分配の過程が本来的に政治的な問題であることを前景化させ、所有・搾取・価値増殖のルールを政治的領域の対象に位置付け、他の公的権力の行使と同様の規範的基準に服せしめるような改革である<sup>46)</sup>。このような、経済的領域を政治化させ、貧弱化した政治領域を本来的に政治的な領域として包摂する改革は、資本主義社会の背景条件に対する修正にとどまらず、「政治の二分割」の解体、すなわち資本主義社会に固有の国家形態の解体を要求するものである。そのため、たとえ一時的な政治的勢力とこれを支持する世論の後押しがあったとしても、最終的に資本の猛烈な抵抗に直面すると、スミスはいう<sup>47)</sup>。

例の1つとして挙げられるのが、すべての者にベーシックインカムと完全雇用を保障する政策である<sup>48)</sup>。これによって、社会的に強制される労働が廃止され、労働者の交渉力が向上し、実質賃金の上昇が期待される。しかし、よく指摘されるように、資本が価格決定権を有している限り、利潤率を守るための値上げが行われ、それに対応する形で実質賃金も上昇するという、インフレ・スパイラルをもたらすことになる。

仮に何らかの政策でインフレ・スパイラルが抑制できたとしても、社会的に強制のない状況のもとで、人々は賃金労働を選択するのか、資本主義的生産様式にとって不可欠な労働力商品の再生産が体系的に維持されるのか、という問題が生じる。より決定的なのは、剰余価値をこれまで通り資本が支配し続けられるのか、という問いである。ベーシックインカムと完全雇用が実現されると、産業予備軍としての失業者が消失し、高い賃金

---

45) Smith, *supra* note 3, at 336.

46) Hunter, *supra* note 25, at 194.

47) Smith, *supra* note 3, at 190-191.

48) *Id.* at 191-195.

率によって資本蓄積が脅かされる。交渉力の向上した労働者階級は、資本階級に対し、剰余価値の支配に対する説明責任を厳しく追及する。それによって、剰余価値の生成と配分が制度的にも認知され、これが民主的統制の対象へ転換することが予想される。

これはもはや資本主義の背景条件の調整をはるかに超えて、資本主義の基本構造（「政治の二分割」）そのものの転換をもたらしかねないものである。資本は、これを受け入れない。資本ストライキ、資本逃避、投資の引き揚げといった、資本を用いた強力な対抗手段によって抵抗する。最終的には、改革を断念するか、それとも資本による投資決定を公的権力として扱い、政治の二分割を克服するかを選択を迫られる<sup>49)</sup>。

このような資本による抵抗は、「政治の二分割」を崩そうとするあらゆる改革に対して生じる<sup>50)</sup>。「政治の二分割」を崩すことは、資本主義市場社会を規定する社会関係との根本的断絶、つまり価値増殖の要請を無効化することにほかならないからである。これが、マルクス主義の形態論的アプローチからみた、資本主義国家が抱える限界とされる<sup>51)</sup>。

### (3) 「法と政治経済学」(LPE) の限界

以上で確認した資本主義国家形態の限界は、LPE のプロジェクトにもそのまま当てはまる。LPE は、資本主義がもたらす現代の危機を、国家権力を用いて克服することをめざしている。しかし、資本主義の価値増殖の要請を克服し、「政治の二分割」を廃棄しようとする急進的な試みに踏み出せば、すでに見たような資本による猛烈な抵抗が予想される。他方、価値増

---

49) *Id.* 195.

50) スミスは、その他にも協同組合制度、労働者参加型の企業経営、投資の社会化、金融政策の調整・統制などを挙げて、いずれの改革案も同様の障壁に直面することを説明している。*Id.* at 192-217.

51) *See also*, Wolfgang Müller & Christel Neu süss, *The 'Welfare-State Illusion' and the Contradiction between Wage Labour and Capital*, in *STATE AND CAPITAL: A MARXIST DEBATE* 32-39 (John Holloway & Sol Picciotto eds., 1978).

殖の強制を温存したままの諸政策では、労働市場における構造的強制、労働過程における支配と搾取、さらには過剰蓄積危機・金融危機・環境危機・不均等発展への強力な傾向を根本的に排除することはできない<sup>52)</sup>。

この限界は、左派内部に存在する重要な政治的・理論的分断を浮かび上がらせると同時に、法改革の可能性と危険性について重要な問いを提起する<sup>53)</sup>。この点については、実際にLPE ブログ上で「マルクス主義と反トラスト」というテーマで議論されている。反トラストの意義をめぐって、肯定的に捉える反トラスト派(主にネオ・ブランダイス派<sup>54)</sup>)と、これに懐疑的なマルクス主義者との、LPE 内部における論争である<sup>55)</sup>。

反トラスト派は、資本主義が非人格的で準自動的なシステムであるというマルクス主義の主張を否定する。市場の構造と帰結は、社会的・法的なルールによって形成されるものであり、それは労働者や小規模生産者の集合的な行動によって実現されると反トラスト派は考える<sup>56)</sup>。法を自由の持続的な道具とするためには、より広範な大衆的政治運動と、正義にかなった経済についての説得力あるビジョンとを結びつけ、民衆運動が富裕層と大企業の利益から権力を奪取しなければならないと主張する。反トラスト派からすれば、マルクス主義は、歴史的行為主体の能動性を無視するもの

---

52) Hunter, *supra* note 19, at 410.

53) Winant, *supra* note 2.

54) ネオ・ブランダイス派とは、20世紀初頭のルイス・ブランダイスに由来する反独占思想を再評価し、市場集中と企業権力を民主主義への脅威として捉え、反トラスト法を用いて経済権力の分散と政治的平等を回復しようとする、現代アメリカにおける法政策思想・運動である。ネオ・ブランダイス派は、反トラスト法を正義ある経済をめざす運動にとっての重要な道具であると明確に捉え、独占や寡占を解体し、より小規模な事業者へと支配を分散させること、そして競争の質が高められた市場を形成することをめざしている。Peter Scott Campbell, *Democracy v. Concentrated Wealth: In Search of a Louis D. Brandeis Quote*, 16 GREEN BAG 2D 251 (2013); Tim Wu, *THE CURSE OF BIGNESS: ANTITRUST IN THE NEW GILDED AGE* (2018).

55) *Symposia Marxism & Antitrust*, <https://lpeproject.org/symposia/marxism-antitrust>.

56) Sanjukta Paul, *The Laws of the Market: A Response to Winant* (Sept. 23, 2025), <https://lpeproject.org/blog/the-laws-of-the-market-a-response-to-winant>.

である。反トラスト派はマルクス主義を、実証的解釈としても、また、経済を民主化する力を行使し消費者と生産者の双方にとって破壊された経済を立て直そうとする左派の規範的戦略としても、大きな誤りであると厳しく批判する<sup>57)</sup>。

しかし、マルクス主義からすれば、これは法と国家を規範の権威の基礎として特権化するものであり、受け入れられない主意主義である<sup>58)</sup>。マルクス主義は、法と国家を、中立的ではなく価値増殖の要請という資本の論理に巻き込まれ、最終的にはそれに従属するものと捉える。資本主義とは異なる別の経済組織形態が存在しうるし、存在すべきであるということに同意するが、それを実現するために法それ自体が十分な道具だとは見なさない<sup>59)</sup>。法は、複雑な社会全体の契機 (one moment) にすぎず、その本質は階級支配であって、法はその媒介形態の一つにすぎないと捉えるからである<sup>60)</sup>。

反トラスト派には、国家および法が資本主義的社会関係の一形態として存在しているという洞察が決定的に欠けている。反トラスト派は、資本主義的生産を脱魔術化された自然、換言すれば単なる技術的過程として扱う。そのため、反トラスト派はそもそも、市場がすでに内在的な目的、すなわち「価値増殖の要請」をもっているかどうか自体を問わない。反トラスト派の問題は、資本の価値増殖という「法則」を所与の前提として扱い、そ

57) Marshall Steinbaum, *Anti-Monopolism as an Ideology of the Left* (Oct. 14. 2025), <https://lpeproject.org/blog/anti-monopolism-as-an-ideology-of-the-left/>

58) Beau J. Baumann, *Rebuilding State Authority In A Post-Trump America* (Oct. 07. 2025), <https://lpeproject.org/blog/rebuilding-state-authority-in-a-post-trump-america>.

59) 反トラストをめぐる LPE の論争をリードするガブリエル・ウィンナント (Gabriel Winant) は、資本の支配から「民主主義」と呼ばれるものへ移行するには、単なる選挙や法律の制定といった狭い意味での政治的選択ではなく、私たちがいかに共に生きるかを再組織するという、はるかに大きな政治的事柄を要すると述べる。Winant, *supra* note 2.

60) マルクス主義からみれば、反トラスト派は、今日のアメリカにおいて急速に正統性が失われつつある行政国家に過度の信頼を置くものということになる。See also, Beau J. Baumann, *Rebuilding State Authority In A Post-Trump America* (Oct. 07. 2025), <https://lpeproject.org/blog/rebuilding-state-authority-in-a-post-trump-america>.

れを歴史のかつ社会的、したがって規範的で可変的なものとして把握することを拒否する点にある<sup>61)</sup>。その結果、資本主義を構成するルールの一部だけを変更し、他を不問に付すという形で、片手を縛られたまま資本と闘うことになり、反トラストの自己統治の理想は資本の論理によって挫折させられる。この点において、反トラスト派は十分に主意主義的でずらなないと、マルクス主義から批判される<sup>62)</sup>。

反トラスト派に残された道は二つである。一つは、資本を技術的過程として扱い続け、資本主義の構成的ルールの一部のみを調整することで、せいぜい経済的権力の「より良い配分」をめざす道である。ここには、持続的かつ根本的な変化への希望も、資本蓄積の強制からの解放も存在しない。もう一つは、経済的協調の決定を完全に公共の承認に服させるという反トラスト派の内在的要請を徹底し、その結果として反トラストそれ自体を乗り越える道である。しかし後者は、反トラストを自ら無意味にすることによってのみ可能となる<sup>63)</sup>。

このようにマルクス主義からみたLPEの限界は、資本主義がもたらす危機を法によって転換しようとする構想そのものにある。その結果、政治と経済の分離という枠組みを批判しつつも、LPEプロジェクトの前提としてその枠組みは維持され、「政治の二分割」が再生産されてしまうのである。

#### (4) 「政治の二分割」の再生産

もう一つ、LPEが抱える根本的な問題がある。LPEは、経済と政治とを区分する古典的なリベラリズムの枠組みからの克服を宣言し、国家権力を用いた経済の再構築をめざしている。この態度には、国家レベルの政治関係が、生産・交換関係から完全に独立しているわけでも、生産・交換関係

---

61) Matthew Dimick, *Marx, Antitrust, and the Logic of Capital* (Nov. 03.25), <https://lpeproject.org/blog/marx-antitrust-and-the-logic-of-capital>.

62) *Id.*

63) *Id.*

によって完全に決定されているわけでもないという、国家の相対的自律を認める立場が前提にされている<sup>64)</sup>。

しかし、この国家の自律性を語ろうとする試みには危険がある。国家の相対的な自律性を前提にすることは、国家を価値関係から切り離された独立した装置とみなす、リベラルな幻想を再生産してしまうおそれがあるからである<sup>65)</sup>。LPEは、現在の新自由主義的な統治理性による市場の「囲い込み」を鋭く批判し、この「囲い込み」の解放をめざしている。だが、この態度にも、政治と経済とが別個の領域に存在し、法が経済に先行するという確信が前提にされている<sup>66)</sup>。先に見た反トラストをめぐるネオブランダイス派が、主意主義的であり、同時に主意主義的でなさすぎるという二重性もこの点にかかわっている。反トラスト派は、この「政治の二分割」を前提とするがゆえに、法による統制を強化すればするほど、資本の論理を温存したまま行政的・技術的統治を肥大化させるという逆説に陥る。

すでにみたように、LPEは理論的な静寂主義を維持し、理論化への確固たるコミットメントを示さない。ロブ・ハンターは、その性格を「in medias res (事態の最中)で理論化する」アプローチと位置付ける<sup>67)</sup>。このin medias res 的アプローチは、その瞬間ごとの危機管理とシステム修正に焦点を当てるものであり、その目的は解放や変革ではなく、既存の枠組みを前提にしたうえでの改善である<sup>68)</sup>。

in medias res による理論化は、現在の危機に至る経緯と理由を探求する内在的批判から最も遠くに位置している。理論化への確固たるコミットメントの欠如(あるいは隠蔽)は、自らを相対主義的な不整合へと導くおそれ

---

64) Rob Hunter, *Complexity Without Contradictions: The Social Theory of Left-Liberal Legal Thought* (Oct. 12, 2023), [https://legalform.blog/author/hunterjamesrobert/?utm\\_source=chatgpt.com](https://legalform.blog/author/hunterjamesrobert/?utm_source=chatgpt.com).

65) Hunter, *supra* note 25, at 194-195.

66) Hunter, *supra* note 64.

67) *Id.*

68) *Id.*

がある。このようにして、ハンターは、過剰な理論的負荷に縛られていないというLPEの自負が、むしろ秘かに持ち込まれたコミットメントを覆い隠し、神秘化するにすぎないものであると厳しく指摘する<sup>69)</sup>。

LPEは、現在の政治的権力と経済的権力との融合を問題視し、政治的領域と経済的領域の区分の再編を構想する。しかし、その構想は、両者を無限に柔軟なものと扱うものであり、結果として、政治的領域と経済的領域を現実の構成要素として永遠に偶像化することになる<sup>70)</sup>。古典的なりベラリズムの経済と国家との階層構造を逆転させるだけでは、リベラリズムの枠組みそのものを突破することはできない。

以上のように、マルクス主義の社会経済学批判——とくに形態論的アプローチからみたLPEが抱える問題は、価値増殖の要請から自由になりえない資本主義国家という形態それ自体に内在する制約である。それにもかかわらず、LPEの多くの論者が、市場を通じた分配に焦点を当て、市場を国家内部に埋め込まれたものと考えるのは、資本に対する批判的理解、すなわち経済的・政治的カテゴリーが単一の社会的現実の相互に前提条件となる表象であるという理解を欠いているためである<sup>71)</sup>。

LPEは、政治と経済が相互に構成的であるという関係において、法が中心的な役割を果たしているという洞察に基づき、批判的法理論の展開を図っている。しかし、マルクス主義からすれば、資本批判の継続的な展開と議論こそが、資本主義の「倒錯した社会関係の全体性」の構成において、法的・政治的關係が果たしている中心的役割を明らかにすることができる<sup>72)</sup>。したがって、マルクス主義の観点からすれば、現代の左派批判法学の再興をめざすのであれば、LPEはマルクスの社会経済学批判を退けるのではな

---

69) *Id.*

70) *Id.*

71) *Id.*

72) Hunter, *supra* note 19, at 408.

く、真正面から向き合い、これに取り組むことが不可欠になる<sup>73)</sup>。

たしかに、LPE 内部にも資本分析に取り組む者はいる。しかし、LPE プロジェクト総体として、これに十分取り組んでいるとは言えない。資本への批判を欠く限り、LPE は本格的な資本主義批判たりえないといえよう。

#### 4 むすびにかえて

本稿ではマルクス主義の形態論的アプローチに依拠して、資本に対する批判を欠くところに LPE の決定的な限界があるという議論を取り上げた。もっとも、このことは、LPE が提起する諸政策や運動の実践的意義を直ちに否定するものではない。というのも、各国の歴史が示す通り、資本主義国家がとりうる政策の不確定性には、相当に広い幅が認められるからである。現段階において、資本の支配の即時的解体を中心に据えない政治的アジェンダを一律に退けることは、戦略的・実践的にも適切とはいえない<sup>74)</sup>。

だが問題は、こうした改革が「道徳的に受容可能な資本主義」を生み出しうるという前提の下で提示されるとき、資本主義の再生産過程に固有の形態的制約が見えなくなることである。LPE のプロジェクトには、資本主義的国家形態がもたらす不正義や矛盾を可視化し、それを変革する主体を形成する一過程としての意義は認められよう。しかし同時に、LPE のプロジェクトがなお資本主義的再生産の枠内にとどまるものであること、そしてその限界が国家の形態それ自体に由来するものであることを、理論的に自覚する必要がある<sup>75)</sup>。

かつて日本のマルクス主義法学は、資本主義のもとで平等で豊かな社会

---

73) *Id.* at 412

74) Smith, *supra* note 3, at 352.

75) 国家権力を用いた政治主導による改革に批判的な立場を示すものとして、ジョン・ホロウェイ（大窪一志、四茂野修訳）『権力を取らずに世界を変える〔増補修訂版〕』（同時代社、2021年）。隅田・前掲注（23）28-94頁。

「法と政治経済学」(LPE)は資本主義批判になりうるか(坂田)

を実現するというのは幻想であるという「福祉国家論」批判を行っていた<sup>76)</sup>。例えば、社会国家、福祉国家の「本質は資本主義国家であるというとき、それは、国家独占資本主義の段階における国家体制」にほかならず、「独占資本主義ないし国家独占資本主義が基礎となっているとき、憲法における反独占規定も社会権保障規定も、われわれが描く社会国家・福祉国家の体制にはほど遠い現実態になるほかはないかにおもわれる」<sup>77)</sup>といった批判、悲観が示されていた。

こういった日本のマルクス主義法学による福祉国家批判は、本稿が取り上げたLPEに対する批判とも共鳴するところがある。ただし、本稿でみたLPEへの批判(あるいは平等主義的リベラリズムへの批判)は、「国家導出」論争に影響を受け、国家を資本主義的社会の政治的形態と捉える「開かれたマルクス主義」の観点から行われている。こうした議論は、マルクス主義法学を「社会国家幻想」に陥らせることなく、現代の反資本主義運動、すなわち「新しい」福祉国家をめざす闘争<sup>78)</sup>として、形態論的国家論という理論水準から再考する契機となりうるものと思われる。かかる観点を踏まえて、批判的な福祉国家論を憲法学として展開していくことが今後の課題となるだろう。

\* 本稿は、JSPS 科研費(課題番号25K04765)の助成を受けた研究成果の一部である。

---

76) 田北亮介「『福祉国家』論批判」天野和夫ほか編『マルクス主義法学講座〔第7巻〕』(日本評論社、1977年)45頁以下。マルクス主義法学による福祉国家論を批判的に検討するものとして、大島和夫『日本の法学とマルクス主義——21世紀の社会編成理論の構築をめざして』(法律文化社、2019年)167頁以下。

77) 鈴木安蔵「社会国家・福祉国家の理論と実態」鈴木安蔵編『現代福祉国家論批判』(法律文化社、1967年)3-9頁。

78) 隅田・前掲注(29)145頁。